

石川県立金沢二水高等学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は石川県立金沢二水高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は本部事務局を石川県立金沢二水高等学校内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦とともに、母校石川県立金沢二水高等学校の発展に貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。
1. 機関紙を刊行、並びにホームページによる広報活動。
 2. 会員名簿の作成とその管理。
 3. 母校の生徒の教育に対する支援。
 4. その他必要な事業。

第2章 会 員

- 第5条 本会は下記の会員を以って組織する。
1. 正会員 石川県立金沢二水高等学校及び石川県立金沢第二高等学校の卒業生、並びに両校に在籍した者。
 2. 特別会員 正会員を除く母校の旧職員及び現職員。

第3章 役 員

- 第6条 本会には下記の役員を置く。
- | | | | |
|-----------|------|---------|-----|
| 1. 会 長 | 1名 | 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 本部事務局長 | 1名 | 4. 会 計 | 1名 |
| 5. 監 事 | 2名 | 6. 常任幹事 | 若干名 |
| 7. 代表幹事 | 各期1名 | | |
| 8. 幹 事 | 若干名 | | |
- 第7条 本会の役員の職務は下記の通りである。
1. 会長は会務を統理し、本会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合にはその代行を務める。
 3. 本部事務局長は会務を処理し、本会の本部事務局を代表する。
 4. 会計は本会の会計事務を処理する。
 5. 監事は本会の会務・会計を監査し、総会に報告する。
 6. 常任幹事は会務全般の運営についての企画立案をし、役員会に提案するとともに、その実行に努める。
 7. 代表幹事は代表幹事会を構成し、第11条の事項を行う。
- 第8条 本会の役員の選出は次の通りとする。
1. 会長・副会長・会計・監事は、会員の中から代表幹事会の推薦を得て、総会で選任する。
 2. 本部事務局長は、会員の中から会長が委嘱する。
 3. 幹事は、各期から卒業年次の学級数に相当する人数を選出する。その選出の方法は各期で定める。
 4. 代表幹事は、各期の幹事の互選により各期1名を選出する。
 5. 常任幹事は、会員の中から会長が委嘱する。
 6. 役員に欠員が出来たときには、会長が会員の中から委嘱することができる。後任者の任期は、前任者の残りの期間とする。
- 第9条 本会には名誉会長、名誉顧問、顧問を置くことができる。
1. 名誉会長は、母校の現学校長を推す。
 2. 名誉顧問は、特に功労のあった会員を代表幹事会の推挙による。
 3. 顧問は、同窓会会長経験者の中から代表幹事会の承認を得る。
 4. 顧問は会長の相談に応ずる。
- 第10条 本会の役員の任期は下記の通りとする。
1. 会長・副会長・会計・監事の任期、並びに本部事務局長・常任幹事の任期はそれぞれ2年とする。但し、2年後の総会において、次の役員が選任されるまでは継続するものとする。
 2. 本会の役員は、再任を妨げない。

第4章 会 議

- 第11条 本会の会議は総会、代表幹事会、役員会とする。
1. (1) 総会は会務の報告、役員を選出、予算・決算の承認、会則の変更、その他重要な事項を審議・決定する。
(2) 総会は年1回開くことを常例とする。

- (3) 会長は必要と認めるときには、前項にかかわらず臨時に総会を召集することができる。
2. 代表幹事会は必要に応じて開き、総会に提出する議案を作成するとともに、総会の決定に基づいて、会務の円滑な運営をはかる。また、代表幹事会は、緊急止むを得ぬ場合には、総会に代えることができる。
 3. 会長は随時、会務の執行につき、副会長・本部事務局長・会計・監事・常任幹事で以って役員会を開くことができる。
 4. 本会の会議は会長が召集し、司会する。会長は、他の会員に司会を代行させることができる。
 5. 本会の会議の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは会員の決するところによる。

第5章 会 計

第12条 本会は、入会金、年会費及び寄付金、その他の収入を以って経費にあてる。

1. 正会員は入会の際、入会金10,000円を納入する。
2. 正会員の年会費は1,000円とする。但し、新入会員の年会費は翌年度より納入する。
3. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会員個人情報の管理

第13条 本会員で下記の事項があった場合には、本部事務局に通知するものとする。

1. 現住所、氏名の変更
2. 結婚、死亡

第14条 会員個人情報が本会の活動目的以外に用いられたい、本会役員会が利用を許可していない外部団体や個人に流出することがないように、機密保持を遵守しなければならない。

1. 支部総会、同期会活動など、会員相互の親睦を行う場合には、該当する会員個人情報を、本会から活動責任者に提供できる。

第7章 支 部

第15条 本会には支部を置くことができる。

1. 本会の支部は、関東支部・関西支部とする。但し、総会の承認を得て、新しい支部を設置することができる。
2. 支部はその地域内の会員を以って組織する。
3. 前項の地域については、役員会で適宜これを定める。
4. 支部には、次の役員を置く。
 - (1) 支部長 1 名
 - (2) 支部幹事 若干名支部幹事は当該支部所属会員で、支部長は支部幹事の互選とする。
5. 支部長および支部幹事は支部の事務を掌る。
6. 支部長は、役員会に出席して意見を述べ、また支部の決議による議案を提出することができる。
7. 支部に関する規則は、支部で適宜に定め、本会の承認を受けなければならない。
8. 支部に要する経費は支部の負担とする。ただし、本会は支部に対して補助金を交付することができる。

第8章 雑則

第16条 本会則は、総会の議決によらなければ変更することができない。

第17条 本会則は別に定める細則に基づく慶弔および表彰行為を行うことができる。

第18条 この会則に必要な細則は、会長が代表幹事会の承認を得てこれを定める。

付則(修正) この会則は平成19年4月1日より施行する。

平成25年6月1日一部変更施行する。